

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月27日  
照会部署名 高知事務センター管理・厚年グループ  
照会担当者 松田 和信 (役職名) 管理・厚年G長  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 楠岡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-3

本部受付番号 No. 2010-641

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

レイオフ期間中の月額変更届について

(内容)

「受付番号No.2010-178」の疑義照会(回答)票の回答により「固定的賃金の変動要因を踏まえた改定は困難である。」とのことですが、以下の場合も隨時改定に該当しないか確認をお願いします。

健保組合加入の事業所より届出あり。事例としては、レイオフ前260千円、レイオフにより現在の報酬200千円の者が、異動により地域手当67,000円がつかなくなつたため110千円への月額変更届提出あり。健保組合では同様の届により決定されているとのこと。

今回の届出は、一時帰休に基づく給与(基本給)でない固定的賃金(手当)の変動であり、また、長年レイオフが解消されない事業所においては、報酬の改定は定時決定と休業手当の支給率が変わったときのみの扱いとなることから、隨時改定の対象とはならないでしょうか。

「2010-178」回答中、「一時帰休中に固定的賃金の変動が生じたとしても、そもそもこの間に支払われる給与は一時帰休に基づく給与であるため、固定的賃金の変動要因を踏まえた改定は困難である。」とあるが、今回のケースは、一時帰休に基づく給与額の変動ではなく手当であるため、健保法43条・厚年法23条「著しく高低を生じた場合において、必要と認めるとき」に該当し、月額変更該当が妥当であると考えますがいかがでしょうか。

(ブロック本部回答)

当該疑義の内容が諸規程等において明らかにされていないため、品質管理部  
品質管理グループへの照会をする。

回答日 平成22年 6月 3日

回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則

連絡先 [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、平成22年12月15日付【厚年指2010-4  
10】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指  
示・依頼）」で示したとおり、隨時改定の対象とはならない。

回答日 平成22年12月16日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上